

（仮称）新根岸地区土地利用検討業務委託に関する質問及び回答

No.	質問	回答
1	（様式5 業務実施体制の記載方法） 業務実施体制の表にある「支援体制」に記載する内容の想定があればご教示ください。また、本項目の記載の有無及び内容が「提案書評価基準」の「業務実施能力等」の評価に影響するかも併せてご教示ください。	支援体制については、本業務の実施にあたり必要となるバックアップや専門的な助言等の体制等を構築するなど、人員体制欄に記載できない配置がある場合に記載してください。 なお、「業務実施能力等」の評価は、「様式5 業務実施体制」の記載内容から総合的に判断します。
2	様式6について、「注2：類似実績の件数に応じて、行を追加し、記入する。」とあります。追加する行とは、類似実績ごとに「業務名称、発注機関名、実施時期、業務概要」の4行を追加するということでしょうか。	類似実績の追加については、実績ごとに「業務名称」「発注機関名」「実施時期」「業務概要」の各項目が記載できるよう、必要に応じて行を追加してください。
3	・（様式6）予定技術者の類似の実績と保有資格、（様式7）提案企業の類似の実績について、掲載する業務件数に上限はございますか。	類似実績の件数について上限は設けていません。 応募者が本業務と類似する実績と判断するものとし、提案内容が適切に把握できる情報量となるようご注意ください。
4	提案書作成要領 7 提案書の内容 ・共同企業体で提案する場合、様式9（ワーク・ライフ・バランス等、企業としての取組）は、それぞれの構成企業として提出することによいでしょうか。	共同企業体で提案する場合、様式9については、7 提案書の内容(3)の対象項目ごとに、共同企業体の構成員のいずれかの取組実績をもって足りるものとします。
5	・（様式9）ワークライフバランス等、企業としての取組は、共同企業体で参加する場合、構成企業すべてにおいて、提出が必要でしょうか。	共同企業体で提案する場合、様式9については、7 提案書の内容(3)の対象項目ごとに、共同企業体の構成員のいずれかの取組実績をもって足りるものとします。
6	提案書作成要領(3)において、「ワーク・ライフ・バランスに関する取組」に該当する場合は、有効期間内であることが確認できる資料を提出することとされています。 以下について、指定されている証明書類に代えて、記載のステータス資料を提出することは可能でしょうか。 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 指定資料： ・労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」 提出予定資料： ・「両立支援のひろば」における公表画面 ・電子申請手続完了画面 ② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 指定資料： ・労働局の受付印のある「一般事業主行動計画の写し」 提出予定資料： ・「両立支援のひろば」における公表画面 ・電子申請手続完了画面 ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん等）、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし等）、よこはまグッドバランス企業認定 指定資料： ・認定通知書の写し 提出予定資料： ・認定取得状況が確認できる公表資料又は公開画面	提出資料については、提案書作成要領 7 提案書の内容（3）に記載の資料により、有効期間内であることが確認できるものをご提出ください。 なお、公表画面や電子申請完了画面等により、本市において当該評価項目に該当することが確認可能な場合には、これらの資料の提出をもって足りるものとします。 また、公表画面については、国又は地方公共団体その他公的機関が関与する制度に基づき公表されている資料に限り、当該画面の写しに加え、確認に必要なURL（当該情報が確認できるページのもの）等を明示したものをご提出ください。

No.	質問	回答
	④ 障害者雇用促進法に基づく要件への適合 指定資料： ・最新年度の障害者雇用状況報告書（事業主控の写し） 提出予定資料： ・電子申請により提出した障害者雇用状況報告書 ・電子申請に係る受付完了資料 ⑤ 健康経営に関する認定・認証の取得 指定資料： ・認定通知書又は認証通知書の写し 提出予定資料： ・健康経営優良法人認定法人一覧等の公表資料 上記の提出予定資料をもって証明資料として認められる場合は、その旨ご教示ください。 認められない場合は、各項目について指定資料の提出が必要との理解でよいか、または別の資料で認められるのか、併せてご教示ください。	
7	（提案書における匿名化の取扱い） 提案書作成要領7(2)オにおいて「表紙を除いて社名や商標、マーク等、応募者名を認識できるものの記載は一切行わないでください」とされていますが、様式5～7については、性質上、企業名・技術者氏名・実績の発注者名等の記載が不可避と考えております。これらの様式については匿名化（黒塗りによる副本の作成等）は不要であり、匿名化が求められるのは様式8（業務実施方針等）を中心とする提案内容部分との理解でよろしいかご教示ください。	様式5～7については、業務実施能力等を評価する上で必要な情報（企業名・技術者氏名・実績の発注者名等）を記載して差し支えありません。 なお、様式8業務の実施方針については、社名や商標、マーク等、応募者名が認識できるものの記載は一切行わないでください。
8	提案書作成要領 8 提案書の提出 （1）提出部数 ・「様式4～9により提案書及び必要とする確認資料等を紙：6部、電子データ：1部（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）提出」とのことですが、確認資料の枚数が多く量が膨大になってしまい、現時点ではドッチファイル6冊での提出となる見込みです。この点、契約書等審査全員分の控えが必要でしょうか。例えば、確認資料のみ、別途紙1部の提出とすることなどご検討いただくことは可能でしょうか。	提案書及び必要とする確認資料等については、提案書作成要領に記載のとおり提出してください。 なお、必要とする確認資料等については、本業務の提案内容の評価に必要な範囲で、過不足のない情報量となるよう整理し、過大とならないようご注意ください。
9	プロポーザルに関するヒアリングについて ※提案書作成要領 P5 ・スクリーンによるプレゼンテーションを実施する予定でしょうか。 ・その場合、スクリーンとプロジェクターは、横浜市様で準備していただき、提案者は、パソコンを持参して接続と考えて宜しいでしょうか。	プレゼンテーションについては、スクリーンを用いた実施を予定しています。また、スクリーン及びプロジェクターについては本市にて準備し、ご提出いただいた様式8業務の実施方針の電子データを本市のパソコンにて投影する予定です。
10	（プレゼンテーションの実施方法） 提案書作成要領10(3)ウにおいて「説明時の資料は提案書を使用し、資料の変更・追加は認めません」とされていますが、提案書の内容をプロジェクター等に投影しながら説明することは可能でしょうか。可能な場合、投影機材の貴市側での準備有無についてもあわせてご教示ください。	プレゼンテーションについては、スクリーンを用いた実施を予定しています。また、スクリーン及びプロジェクターについては本市にて準備し、ご提出いただいた様式8業務の実施方針の電子データを本市のパソコンにて投影する予定です。

No.	質問	回答
11	業務説明資料（p.1） 5 業務内容 （1）まちづくりにおけるポテンシャルの整理と将来ビジョンの検討 「根岸住宅地区跡地利用基本計画」に記載されている、米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会の勉強会資料（まちづくりニュース等）を拝見することはできますか。	米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会の勉強会資料（まちづくりニュース等）については、同会が保有する資料であり、本市からの提供は行えません。 そのため、本業務の提案にあたっては、業務説明資料 5 業務内容 に記載の公表資料「根岸住宅地区跡地利用基本計画」等に基づきご検討ください。
12	（業務説明資料 5 業務内容 （1）まちづくりにおけるポテンシャルの整理と将来ビジョンの検討（上位計画との関係）） 業務(1)において前提となる令和3 年3 月策定「根岸住宅地区跡地利用基本計画」及び令和7 年度公表「土地利用の方向性」について、ホームページ等から入手可能な公表資料のほか、「本業務に必要となる過年度成果」について、本プロポーザル時点で閲覧させていただくことは可能でしょうか。	過年度成果については、本業務の提案にあたり貸与は行いません。 なお、本業務の提案検討にあたっては、No.11回答のとおり、公表資料等を基にご検討ください。
13	（業務説明資料 5 業務内容 （2）土地利用計画と誘導機能の検討（企業ヒアリングの実施方法）） 業務(2)の民間企業ヒアリングについて、想定件数の目安（業種別の幅でも可）があれば可能な範囲でご教示ください。	民間企業ヒアリングの実施件数や対象業種について指定はありません。 本業務の目的や検討内容を踏まえ、必要と想定される対象及び件数については、提案の中でお示しください。
14	全般的な事項 ・地権者意向の把握状況について教えてください。	民間土地所有者の意向については、令和3 年度以降、個別意向調査等を通じて継続的に把握に努めています。 直近の令和7 年度の調査においては、自己利用、売却、未定などに区分し意向を整理していますが、具体的な内訳や比率等については公表していません。
15	地権者意向について ・本業務の土地利用計画をまとめるには、地権者の意向把握が必要不可欠と考えています。業務説明資料に「別途整理された民間土地所有者の意向を踏まえ」とありますが、民間土地所有者意向はすでに整理済みという認識でよろしいでしょうか。 ・整理済みの場合、概ねすべての権利者の意向把握ができているという認識でよろしいでしょうか。 ・概ねすべての権利者の意向把握ができていない場合、もしくは深堀が必要とした場合、令和8 年度に、改めて地権者の意向把握のご予定がございましたら教えてください。その場合、実施予定時期と、とりまとめ時期についてもご教示ください。	民間土地所有者の意向については、令和3 年度以降、個別意向調査等を通じて継続的に把握に努めています。 直近の令和7 年度の調査においては、自己利用、売却、未定などに区分し意向を整理していますが、具体的な内訳や比率等については公表していません。 なお、今年度においても個別意向調査を実施する予定ですが、具体的な実施時期やとりまとめ時期については現時点で未定です。
16	過年度の計画検討において、土地所有者の意向（事業への同意、土地利用）把握は最新でいつ行っていますでしょうか。	民間土地所有者の意向については、令和3 年度以降、個別意向調査等を通じて継続的に把握に努めています。なお、直近では令和7 年度にも個別意向調査を実施しています。
17	（業務説明資料 5 業務内容 （4）民有地利活用方策の検討（民間地権者意向の提供水準）） 業務(4)の前提となる「別途整理された民間土地所有者の意向」について、すでに具体的な要望を受けているものがありますでしょうか。本業務開始後の検討手順の参考といたく、ご教示ください。	民間土地所有者の意向については、自己利用、売却、未定などに区分し意向を整理していますが、具体的な内訳、比率等については公表していません。

No.	質問	回答
18	全般的な事項 ・申出換地の対象となる用地、地権者の意向、申出街区の位置と範囲を想定されていましたら教えてください。	申出換地の対象用地、地権者意向、申出街区の位置及び範囲については、現時点で具体的な想定はありません。今後の検討により整理していく予定です。
19	全般的な事項 ・一等馬見所の利活用の具体的な保存活用の方針がございましたら教えてください。	「旧根岸競馬場一等馬見所」については、令和7年1月に横浜市認定歴史的建造物に認定され、今後、耐震化を推進すると共に、歴史的建造物ならではの魅力を活かし活用の検討を進めていくことになっています。
20	（業務説明資料 5 業務内容 (5)森林公園ゾーンの整備手法等の検討（一等馬見所利活用との連携）） 業務(5)の森林公園ゾーン検討にあたり、「別途検討される一等馬見所の利活用」の検討主体・進捗状況、及び本業務との情報共有・連携の方法をご教示ください。また、根岸森林公園についてはR9 年以降の指定管理者の選定が行われていますが、森林公園ゾーンの整備方針を検討するにあたって、特に運営・管理時においては現行指定管理制度の枠組みを前提とした制度設計を行うとの理解でよろしいでしょうか。	「旧根岸競馬場一等馬見所」については、令和7年1月に横浜市認定歴史的建造物に認定され、今後、耐震化を推進すると共に、歴史的建造物ならではの魅力を活かし活用の検討を進めていくことになっています。 なお、一等馬見所の利活用については、別の部署が主体となって検討を進めているものであり、本業務との連携については、今後の検討状況等を踏まえ、適宜情報共有を図りながら検討を進めていくことを想定しています。 また、森林公園ゾーンの整備手法については、隣接する根岸森林公園の現行の枠組みの適用を前提としているものではなく、根岸森林公園の利用形態を踏まえつつ、将来的な活用のあり方について本業務において柔軟に検討するものとなります。
21	（業務説明資料 5 業務内容 (5)森林公園ゾーンの整備手法等の検討（森林公園ゾーンの整備の想定）） 業務(5)の森林公園ゾーンの整備にあたり、業務説明資料では「国有地の利活用を想定した」整備手法の検討とされていますが、整備対象地は国有地のままの利活用を基本想定とすべきか、又は市が国から取得（購入・無償譲渡等）した上での整備の可能性も含まれるか、ご教示ください。	森林公園ゾーンの整備にあたっては、国有地の利活用を想定した検討を行うものとしていますが、現時点において、特定の手法を前提としているものではありません。 そのため、土地の所有形態や事業手法、一等馬見所の利活用との連携等の観点から、返還国有財産の処分条件等にも留意しながら、実現性や事業性を踏まえて柔軟に検討してください。
22	業務説明資料 5 業務内容 (6) 国有地利活用方針の検討 ・「国有財産関東地方審議会に付議する」とありますが、想定している時期はいつでしょうか。	国有財産関東地方審議会への付議時期については、今後の検討状況等を踏まえて調整することとしており、現時点で具体的な時期は未定です。
23	業務説明資料 (p.2) 7 その他 提案書作成にあたって、過年度成果を貸与いただくことは可能でしょうか。	過年度成果については、本業務の提案にあたり貸与は行いません。 なお、本業務の提案検討にあたっては、No.11回答のとおり、公表資料等を基にご検討ください。
24	各関係機関協議（地元協議会、県、国等）は業務内に含まれるものでしょうか。	本業務の実施に際して関係機関との協議が必要となる場合、本市と各関係機関で協議を実施しますが、協議に要する資料作成については、監督員の指示により、本業務で作成することになります。
25	全般的な事項 ・横浜市立大学医学部の移転が検討されているとのことですが、想定される規模・面積はございますか。	横浜市立大学医学部については、これまでの検討の中で、敷地規模として概ね5 ha程度が想定されていますが、現時点で確定したものではありません。建物については、現時点で具体的な規模・面積等については未定です。
26	全般的な事項 ・地区内に飛び地で対象外の土地がありますが、その取扱いについて教えてください。	米軍根岸住宅地区の中央及び南側の抜け地については、現時点で具体的な取扱いは未定です。今後の検討により整理していく予定です。

No.	質問	回答
27	過年度に事業者へのヒアリングを実施していると認識しております。その内容を提供して頂けますでしょうか。	令和7年度に実施した「根岸住宅地区の跡地利用に向けたサウンディング型市場調査（対話）」の実施結果については、本市ホームページにて公表していますので、そちらをご確認ください。 掲載ページ： https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/kichi/beigun/negisitochi.html （「根岸住宅地区の跡地利用に向けたサウンディング型市場調査(対話)について」に掲載）
28	本事業の事業範囲（事業地区）は、本業務の対象地を一つの事業地区として整備を行うと考えてよろしいでしょうか。	土地区画整理事業の区域については、業務説明資料 3 履行場所に示す「根岸住宅地区」を基本とし、土地区画整理事業を施行すべき区域を設定することを想定していますが、今後、都市計画手続等により決定することになるため、現時点では確定していません。
29	提案書評価基準 2 評価方法 ・類似の実績について、「過去10年以内において、地方公共団体等が実施するまちづくり分野における官民連携、将来ビジョン、土地利用計画、地域地区等に係る業務で、応募者が本業務と類似する実績と判断するもの。」とのことですが、すべての実績とその契約書を添付いたしますと膨大になりすぎてしまうおそれがあります。この観点から、類似する実績のついて上限を設定いただくことは可能でしょうか。	類似実績の件数について上限は設けていません。 応募者が本業務と類似する実績と判断するものとし、提案内容が適切に把握できる情報量となるようご注意ください。
30	提案書評価基準 評価項目及び各評価項目の着眼点 森林公園ゾーンの整備手法等の検討 ・「別途検討される一等馬見所の利活用との柔軟な連携も考慮したものとなっているか。」とされていますが、別業務を令和8年度に検討されるということでしょうか。 ・検討される場合、具体の検討項目を教えてください。	「旧根岸競馬場一等馬見所」にいては、令和7年1月に横浜市認定歴史的建造物に認定され、今後、耐震化を推進すると共に、歴史的建造物ならではの魅力を活かし活用の検討を進めていくことになっています。 一等馬見所の利活用については、別途、所管部署において耐震化やその後の利活用の検討が進められていますので、その取組との連携を想定しています。